

調査研究部会における個別評価項目に関する評価の進め方

1. 各法人のすべての個別評価項目に関する評価を行う。
 - (1) 各法人の理事長が、年度業務実績の概要（重点事項）について説明する。
 - (2) その後、評価項目全体を4つ程度のパートに分け、
 - ア 法人の担当部長から、業務実績及び自己評価を説明
 - イ 委員からの質疑とその応答
 - ウ 委員が「評定記入用紙」へ評価（S～D及び理由等）を記入
 - エ 記入が終わったら次のパートの説明を行う。

（評価の際の留意点）

- ① 「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（資料集53ページ）及び委員会各部会において定める「独立行政法人の業務実績に関する評価基準細則」（資料集69ページ）に従い、中期目標の個別項目ごとの進捗状況について、具体的な業務実績、目標の達成度合いを考慮し、それらと整合性のあるより客観的な評価の実施に努める。
- ② 各法人の評価において、評価の結果の考え方、理由、根拠等を判定基準との関係においてより分かりやすく説明するために、部会としての評定理由を具体的に明記する。
- ③ 各委員が評定を記入する際には、必ず理由を付すこととし、特に、S又はDの評定とする場合には、中期計画を「大幅に上回った」又は「下回った」と判断した根拠を具体的に記載することとする。また、理由以外に特に言及する事項がある場合には、特記事項として記入する。

判定基準（「独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」より抜粋）

「S」：中期計画を大幅に上回っている。

「A」：中期計画を上回っている。

「B」：中期計画に概ね合致している。

「C」：中期計画をやや下回っている。

「D」：中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。

評価委員会が特に厳正に評価する事項（長妻大臣からの要請）

昨年12月16日独立行政法人評価委員会総会において、長妻大臣から、業務経費に冗費が生じていないか、法人の諸手当や法定外福利費が適切か、サービスの質を高める努力をしているか等について、厳正な評価を行っていただきたいとの要請があった。

そこで、「業務実績評価別添資料」を基に、法人の取組は国民目線からみて十分な取組となっているか特に厳正な評価をお願いしたい。

2. 各委員の評定を事務局で集計し、総合評価の際に個別項目に関する評定を確定させる。このため、総合評価時に評価を修正することは可能。

また、当該部会において個別項目に関する評価を踏まえた総合的な評価（評価書案）について起草委員が提案し、審議の上、評価書を決定する。

3. 個別評価の部会を御欠席された場合の取扱いについて

(1) 審議対象法人が起草担当である法人の場合

別途、欠席委員レクを実施し、個別に御評価いただきます。

(2) 審議対象法人が起草担当以外の法人の場合

御評価は不要です。

御自宅等で事前送付した資料を基に御評価いただいた場合には、評価結果に反映いたします。この場合、欠席された部会の開催日から3日以内に政策評価官室の担当まで御提出ください。

○ 評価委員会が特に厳正に評価する事項のチェックポイント

【項目 1 財務状況】

- 1 「④利益の発生要因及び目的積立金の申請状況」の欄
 - ア 当期総利益（1億円以上が目安）がある場合に目的積立金を申請したか
 - イ 当期総損失（1億円以上が目安）がある場合に、業務運営上の問題が要因であるか
- 2 「⑤100億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況」の欄
 - ア 100億円以上の利益剰余金を計上している場合に、業務運営上の問題が要因であるか否か（例えば、保険料収入に対し、保険料支払いが過小であった場合に、保険料支払いの見込み誤りがなぜ起きたのか）
 - イ 年度末現在に100億円以上の繰越欠損金を計上している場合に、当該繰越欠損金の解消計画や進捗状況が確かなものとなっているか

【項目 2 保有資産】

- 1 「①保有資産の活用状況とその点検」の欄
 - ア 現有資産について、費用対効果を法人がしっかり検証しているか
 - イ 特許権等の知的財産を保有している場合には、費用対効果を考慮した活用方針が定められているか
- 2 「②不要財産となったものの内容とその処分方針」の欄
 - ①の検証で不要が明らかになった、又は独立行政法人整理合理化計画等で処分することとされた財産について、その処分方法が明らかにされているか
- 3 「③資金運用の活用状況」の欄
 - 時価又は為替相場の変動等の影響を受ける資産運用について、その運用方針や運用実績が適切なものとなっているか
- 4 「④債権の回収状況と関連法人への貸付状況」の欄
 - ア 多額の債権（借対照表計上額が100億円以上が目安）を保有している場合に、その債権回収が適切に進んでいるか
 - イ 関連法人への貸付債権がある場合に、当該貸付は必要があるものであるか

【項目3 組織体制・人件費管理】

1 「①給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況」の欄

ア 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）100を超えている場合に、その理由が妥当なものとなっているか、また、削減に向けた取組が行われているか

イ 総人件費改革（平成22年度末までに平成17年度末の基準値から5%以上削減）が着実に進められているか（平成21年度で基準値から4%以上削減されていることが目安）。

2 「②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況」の欄

これら諸手当がある場合に、当該諸手当を設けることが法人にとって必要なものと認められるか

3 「③福利厚生費の状況」

特に、法定外福利厚生費として、互助会への支出や、各種慶弔金を支給している場合に、これらの見直しが適切なものとなっているか

4 「④国家公務員再就職者のポストの見直し」の欄

国家公務員再就職者である役職員の当該ポストについて、公募を行う等の見直しを図っているか

【項目4 事業費の冗費の点検】

（総論） ①～⑨までの各項目において、法人の取組が必要不可欠なもの以外を削減したのとなっていると認められるか

例えば、①についてパンフレット等の活用状況を検証したか、②についてシステム開発にCIO補佐官の助言を得るなどコスト検証したか、④について東京23区内に本部事務所を置く必要性や、賃貸スペースの縮小、賃貸料の引き下げ努力を行ったか

【項目5 契約】

（総論）

ア 項目5の2の各表（平成21年度の契約実績）から判断して、競争性のない随意契約が多くなっていないか

イ 競争性のある契約でも、一者応札・一者応募が多くなっていないか

ウ ア及びイを踏まえ、①～⑧の各欄の法人の取組が妥当なものとなっているか

【項目6 内部統制】

(総論)

- ア 理事長が、リーダーシップを発揮した業務運営・組織運営を行っているか
- イ アクションプラン（リスク対応計画）を策定し、役職員に共有されているか
- ウ 監事は、ア及びイが適切に実行されているかをモニタリングしているか

【項目7 事務・事業の見直し等】

1 「①業務改善の取組状況」の欄

- ア 国民や職員からの意見を業務改善に反映する仕組みがあるか
- イ 国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営となっているか

2 「②事務・事業の見直し」の欄

- ア 行政刷新会議の事業仕分けや省内事業仕分けの評価結果を受け、事務・事業の見直しを図っているか
- イ 公費の中抜きであるとの疑念を招く業務委託となっていないか